

教育庁私学課長 様

環境農林水産部動物愛護畜産課長

学校等における飼育動物（家畜）の飼育状況の定期報告について（依頼）

日頃より畜産衛生行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼育している場合は、教育・愛玩用であっても、毎年、飼育状況を報告することが義務付けられております。

つきましては、下記の内容を御了知いただくとともに、貴管内の教育機関へ別紙パンフレットにより周知いただきますよう、お願いします。

記

1. 報告の対象となる家畜（小規模飼養者）

○牛・水牛・馬：1頭

○鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満

○鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満

○だちょう：10羽未満

※上記頭羽数以上を飼育されている方は、報告の内容が異なりますので大阪府家畜保健衛生所あてご連絡ください。

2. 報告の内容及び様式

対象となる動物を飼育されている場合は、別添の報告様式に必要事項（飼育施設の所在地、家畜所有者の住所・氏名、飼養衛生管理者の住所・氏名、動物の種類と頭羽数等）を記入のうえ報告してください。

対象となる動物を飼育されていない場合は、報告の必要はありません。

3. 報告期間

牛・水牛・馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合

令和3年2月1日から4月15日まで

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょうの場合

令和3年2月1日から6月15日まで

4. 報告先・問い合わせ先

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59

（電話）072-458-1151 （FAX）072-458-1152

(Eメール) kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp
郵送、通送、FAX、Eメールのいずれかの方法で報告してください。

5. その他

- ・飼育状況の報告は、毎年一度、2月1日時点の状況を報告していただきます。
- ・報告様式は動物愛護畜産課のホームページからダウンロードができます。
- ・今回より報告内容及び様式が変わりました。

(ホームページアドレス)

<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html>

担当：大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 畜産衛生グループ 葛西 電話：06-6210-9618 (内線 2735) FAX：06-6613-6276
--